

国民年金保険料のご案内を

民間委託 しています。

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対する電話又は文書による納付のご案内や免除・猶予制度の申請手続きのご案内を、法律に基づき民間事業者に委託しています。

《令和8年5月から》

ご案内させていただく民間事業者(守口年金事務所)

株式会社バックスグループ

お問い合わせ先 0120-693-664

※ その他の地域を担当する民間事業者については、日本年金機構ホームページ又はお近くの年金事務所でご確認ください。

お知らせ

振り込め詐欺などにご注意！

- ❗ 民間事業者は、現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等に加え、スマートフォンアプリ・ねんきんネットを利用した電子（キャッシュレス）決済で、国民年金保険料をお支払いしていただくようご案内します。そのため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。
- ❗ 民間事業者の担当者が訪問することや現金をお預かりすることはありません。
(令和5年5月以降、民間事業者による訪問業務を廃止しています。)



日本年金機構
Japan Pension Service

<https://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

で

検索



《お問い合わせ先》
守口年金事務所国民年金課
TEL 06-6992-3031 (代表)

年金Q & A 「民間事業者による国民年金保険料のご案内」

Q なぜ民間事業者に業務を委託するのですか？

A 国民年金保険料のご案内は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき実施しています。この法律は、従来国等が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を拡げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指すことを目的としているものです。

日本年金機構は、事業の民間委託を通じてお客様に年金制度へのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによる低額年金者や無年金者の減少を目指しています。

Q 民間事業者にどのような業務を委託しているのですか？

A 国民年金保険料の納め忘れがあるお客様に対して、電話や文書による納付のご案内と免除・猶予制度のご案内、その他口座振替などのご案内を委託しています。

なお、民間事業者の担当者が訪問することや現金をお預かりすることはありません。

(令和5年5月以降、民間事業者による訪問業務を廃止しています。)

Q 委託先はどのように決めているのですか？

A 日本年金機構は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に従い、公平性や透明性の確保の観点から一般競争入札により委託する民間事業者を決めています。入札には、様々な業態の民間事業者が参加しています。

Q 夜間や休日にも電話があるのですか？

A 平日の日中はお仕事や学校等で連絡がつきにくいこともあるため、土日や祝日の8時から21時までの時間帯にお電話を行う場合があります。

Q 名前や生年月日を聞かれることはありますか？

A ご本人であることを確認するために、お名前や生年月日、基礎年金番号等をお聞きする場合があります。

Q 民間委託していることをどのように知ることができますか？

A 民間委託していることについて、
① 日本年金機構ホームページに、各地域を担当する民間事業者の一覧を掲載
② チラシを年金機構事務所に設置
③ 市区町村広報誌、ホームページへの掲載依頼
など、様々な方法で広報しています。

その他のQ & Aは、日本年金機構ホームページに掲載しています。
ご不明な点がございましたら、守口年金事務所までお問い合わせください。